



すべての子どもは未来と世界へ羽ばたく
可能性に満ちたかけがえのない存在です。



大切にしよう！

子どもの権利

すべての子どもが生まれながらに子どもの権利をもっています。
子どもを一人の人間として尊重し、守り・支え・育むため、
札幌市では「子どもの権利条例」に基づき、子どもにやさしいまちを目指しています。

安心して生きる権利

- ・愛情をもって育まれること
- ・いじめや虐待から守られること

豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休むこと
- ・夢に向かってチャレンジすること

大切な4つの権利

自分らしく生きる権利

- ・それぞれの性格や考え方など、
その人らしさが大切にされること

参加する権利

- ・自分に関わることに意見を言うこと
- ・伝えた意見が大切にされること

子どもの権利って何？



いいね!



ポイント1

お互いの権利を大切にすること

権利は自分も他の人ももっています。権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら話し合い、まとめていく経験を通して成長していくことが大切です。

ポイント2

大人の役割は… 子どもの視点に立って考え、必要な支援をすること

子どもの思いを受け止め、子どもにとって何が最も良いことか考え、成長に応じた支援をすること。子どものチャレンジを応援すること。虐待や体罰をなくすこと。

学校のことやおうちのこと、困っていることや心配なこと…

友だちから
仲間はずれにされた…



家族に気持ちを
わかってもらえない…



子どものこと、
どこに相談したらいいか
わからない…



子どもへの向き合い方
に自信がもてない…



ひとりで悩まず、話してみませんか？
ひみつはかならず守ります



札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター

子どもの権利を守るための相談窓口です。子どもに関する相談経験豊富なスタッフがお答えします。
いじめや暴力だけでなく、友人・親子関係など子どもに関わることであれば、子どもも大人も相談できます。当事者の同意があれば、状況に応じて関係機関や相手方との調整も行い、解決を目指します。

相談できる時間

月曜日～金曜日 午前10:00～午後8:00
土曜日 午前10:00～午後4:00

- 日曜日・祝日・年末年始はお休みです。
- LINE相談受付は終了30分前までです。

電話



0120-66-3783
(子ども専用 通話料無料)
011-211-3783
(つながらないとき・大人用)

LINE



子ども専用



メール



assist@city.sapporo.jp



面談



会って話すこともできます。

※事前にお電話ください。

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

発行

令和7年(2025年)3月

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館5階

電話 011-211-2942 FAX 011-211-2971

HP <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/index.html>



さっぽろ市

02-G01-25-314

R7-2-243